

平成 2 9 年 3 月 2 8 日

第 3 回 定 例 会

# 会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

## 第3回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1日間      平成29年3月28日（火）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	14	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	15	農地法第3条許可申請について
4	16	農地法第5条許可申請について
5	17	農用地利用集積計画の調整について
6	18	農地法第3条第2項第5号の別段の面積の修正及び設定の必要性について
7	19	職員の人事異動について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
3月28日	午後3時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について      日程第1号
		5. 議案上程      日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天達 勇	公選
委員	2番	中村 責郎	農協
委員	3番	駒水 真富	公選
委員	4番	板敷 忠志	公選
運営委員	5番	中原 敬彦	公選
運営委員	7番	沖園 強	議会
委員	8番	城森 史明	共済
運営委員	9番	桑原 和英	公選
委員	10番	俵積田 広昭	公選
委員	11番	俵積田 義信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇市	公選
会長代理	13番	畑野 真人	公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒水 孝 広
農地係参事補	前原 光 博

議長 平成 29 年第 3 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので、只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名します。8 番城森委員、9 番桑原委員にお願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを、議題とします。おはかりいたします。

本委員会の会期は本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をおねがいします。

事務局 日程第 2 号議案第 14 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページから 3 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 8 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 9 号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 10 号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 11 号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 12 号は所有権移転による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇〇さんでございます。

全体の解約面積は畑が 11 筆で 10,137 m<sup>2</sup>でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての整理番号 8 号から 12 号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号4号

整理番号4号の申請地は、〇〇町〇〇番〇、田、354㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、公務員、62歳、兵庫県〇〇市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、63歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

整理番号4号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号4号の申請地については6ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇公民館より北東側約200mに位置しております。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号5号

整理番号5号の申請地は、〇〇町〇〇番〇、畑、217㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、63歳、神奈川県〇〇市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、63歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

整理番号5号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号5号の申請地については6ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇公民館より北東側約150mに位置しております。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 次に、調査結果について、地区担当委員の報告をお願いします。

整理番号4号及び5号を、瀬戸口委員をお願いします。

10番（俵積田広昭委員）整理番号4号、5号について報告いたします。

3月12日に、譲受人〇〇〇〇さん立会いの中、現地調査を行いました。

まず、整理番号4号について報告します。

申請地は、〇〇公民館から〇〇集落の方向に目視で約200m程度の集落境に位置しております。

東境は早期水稻が耕作されておりますが、西側は耕作放棄地であります。

北側は田んぼで耕作放棄地、南側は譲受人の自宅であります。

譲渡人と譲受人は親戚関係であります。

申請地は、譲受人が水田にして耕作しておりましたが、10年程度前から自己保全管理を行っております。

相手方の要望もありまして、取得後は水田もしくは野菜畑として再活用するものであり、問題がない申請かと思われまます。

続きまして、整理番号5号について報告いたします。

申請地は、先ほどと同じく〇〇公民館から〇〇集落の方向に目視で150m程度の市道に沿っております。

東側は譲受人所有の畑、西側は雑種地、南側は市道、北側は耕作放棄された田んぼであります。

申請地は譲受人が3年程度前から野菜畑として耕作をしております。

相手方の要望もあり、取得するものであり、問題のない申請かと思われまます。以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第3号、農地法第3条許可申請の、整理番号4号及び5号については、報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、許可することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それではまず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で、所有権の移転に関する申請が4件です。

整理番号4号

整理番号4号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、202㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、自分の家を持ちたく申請する。」とのことです。

申請地は、10ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇、西側道路向いに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えまます。

計画面積は 202 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

申請地の北側は雑種地，西側は宅地，東側及び南側は道であり，周囲に農地はありません。

一般住宅転用にあたり，現状のまま整地をおこないますが，境界には，ブロック積を施し，周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については，自然流下及び東側及び南側側溝へ放流により処理する計画です。

建物は高さ 5.0mの二階建てであり，境界から 1m以上控えて建築し，日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については，自然流下及び西側・側溝へ放流により処理する計画です。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして，整理番号 5 号

整理番号 5 号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，131 m<sup>2</sup>・〇〇番〇，畑，22 m<sup>2</sup>，合計 153 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，自動車整備士外 1 名です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は物置・駐車場です。

申請事由は，「隣接する土地に，居宅を新築して移転する予定であり，申請地に物置と駐車場を設置するため。」とのこと。

申請地は，12 ページに掲載してあります。

〇〇地区公民館〇〇〇〇西側 35mに位置します。

計画内容は物置 1 棟，普通自動車 3 台分の駐車場の設置です。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，準工業地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

計画面積は 153 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

申請地の南側は道，その他周囲は宅地であり，周囲に農地はありません。

造成は整地のみで，周囲は既にブロック積みが施されているため土砂雨水の流出の恐れはありません。

物置は境界より 1m以上控えて平屋建てとします。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして，整理番号 6 号

整理番号 6 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，621 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，鯉節製造業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は鯉類新成品開発室及び駐車場です。

申請事由は、「申請人が経営する鰹節製造工場に隣にある申請地を、後継者の経営安定対策を目的とした鰹類新成品開発室及び従業員用の駐車場として利用するため。」とのことです。

申請地は14ページに掲載してあります。

〇〇公民館より北東約180m及び〇〇町の申請人所有の鰹節工場より南側道路向いに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない1.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は鰹類新成品開発室及び駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は621㎡で問題ないものと思われれます。

計画内容は出し汁の研究にともなう水分検査室、冷風乾燥機、金属探知機を導入し、生産技術の高度化を図るための鰹類新成品開発室の建設と従業員用の駐車場の設置です。

申請地の北側は道及び宅地、東側及び西側は宅地、南側は農地です。

鰹類新成品開発室及び駐車場の転用にあたり、0.5mの盛土をおこないますが、境界には、北側に擁壁、西側及び南側はブロック積を施し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

施設は高さは3.7mの平屋であり、農地境界より1.3m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないよう計画するとのことです。

排水は浄化槽により処理し、北側水路に放流する計画です。

雨水については、自然流下及び北側水路へ放流により処理する計画です。

なお、補足になりますが、平成29年3月17日付けで近隣住民7名より、申請人所有の既存工場は近隣住民とトラブルが多数発生しており、施設を建設することは、新たに騒音や悪臭など環境影響が予測されることから、十分な審査をお願いしたいとの「居住地域への水産加工場建設反対意見書」が提出されております。また、環境担当部局へ、申請地に水産加工施設建設を目的とした転用申請が出されていることを報告しております。

続きまして、整理番号7号

整理番号7号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、969㎡です。

譲受人は株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、鰹節の製造です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は薪置場・コンテナ置場・天日干場です。

申請事由は、「申請人が経営する鰹節製造工場に近い申請地を、不足している、薪置場・コンテナ置場・天日干場として、利用するため。」とのことです。

申請地は16ページに掲載してあります。

〇〇町の申請人が所有する〇〇鰹節工場より南側20mに位置しています。



農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.2haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は薪置場及び籠コンテナ1000個分の置場と天日干場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は969㎡で、問題ないものと思われます。

申請地の北側は畑、西側は道及び畑、東側及び南側は道です。

薪置場・コンテナ置場・天日干場転用にあたり、0.2～1.0mの盛土をおこないますが、南側は法面保護及び農地境界にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置します。

雨水については、自然流下により西側及び南側の側溝へ放流により処理する計画です。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きまして、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号4号及び5号を、俵積田広昭委員をお願いします。

10番(俵積田広昭委員) まず、整理番号4号について報告いたします。

3月17日、事務局の前原さんと畑野委員、そして申請人の妻立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は、〇〇西側に位置する小集団の農地です。

申請地の東側と南側は市道、西側と北側は駐車場です。

申請地は現状のままで利用して、排水については南側の側溝へ排水することです。

周辺に農地は無く、市道と駐車場のみです。

被害防除計画も適正であり、被害の恐れが無いため、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号5号について報告いたします。

これも、3月17日、事務局の前原さんと畑野委員、〇〇〇〇さん立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は、〇〇〇〇西側に35mに位置する小集団の農地です。

申請地の北側、東側は住宅、西側は宅地、南側は市道です。

申請地の物置駐車場は現状のままで利用する、排水は南側市道側溝に排水すること。

周辺に農地は無く、住宅、市道のみである。

周囲はコンクリートブロック擁壁を設置して、土留めがなされているので、被害の恐れがないため、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号6号及び7号を、畑野委員お願いします。

13番(畑野委員)整理番号6号について報告いたします。

調査日、調査員については、さっきの2件と同じでございます。

譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、〇〇〇〇より〇〇方面へ約300m、〇〇方面へ曲がる交差点に譲受人の鯉節工場がありますが、市道を挟んだ南側に位置しております。

北側は市道、東側と西側は宅地、南側は畑、現在は不耕作であり、きれいに耕運がされておりました。

転用目的は、鯉類新成品開発室及び駐車場です。

南側の農地との境にはブロック積みをする計画でございます。

汚水・排水は合併浄化槽により北側の市道へ放流するとのことです。

建物については平屋建てであり、日照通風については問題ないと思われ、特に隣接農地には支障を及ぼす恐れはないと思われ、妥当な申請だと思われかもしれませんが、先ほど事務局の方から反対意見書が出されているということがありましたけれども、これにつきましてはいかがなものか、委員の皆様方の意見をお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、整理番号7号について報告いたします。

調査日、調査員については、さっきの3件と同じでございます。

〇〇〇〇さん立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、〇〇町に〇〇の鯉節工場がありますが、南側へ農地を挟んで国道沿いに位置します。

北側は農地、東側は道、西側は市道、南側は国道です。

現在は別府の茶農家の方がお茶の栽培をいたしております。

転用目的は薪置場・コンテナ置場・天日干場でございます。

申請地の南西の角地が98㎡の畑となっておりますけれども、ブロック積みをなして土砂の流出を防止するとのことでした。

また、雨水については西側市道側溝に排水するとのことです。

建物を建築しないことから、隣接農地には支障を及ぼす恐れは無いと思われ、妥当な申請ではないかと思われ。

以上で報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番(沖園委員)今でさっきの反対意見書等についても審査をされるんですか。

事務局 一応これがでてきたのが先週の17日ということで、農業委員会及び市民生活課の方にきまして、一応農業委員会に関することとしては問題ないということで、環境のほうでこれに書かれてることが事実かどうかの確認をしなければこちらもただ文書だけでは確認できないということで、環境の職員が金曜日の日に聞き取りに行って、7名のうち4名の話聞いたということでもあります。

今までトラブル等があってですね、下水にウジが湧いていたりして朝からフォークリフトが通って危ない思いをしたという話はあるんですけど、実際その4人の方は反対だということの意思表示があったということでもあります。

その後、今日の議会終了後、市民生活課長のほうが〇〇さんとお会いしまして、こういう話があるけどどうなんですかという話を聞かれたそうで、〇〇さんの意見としては、すいません、そのときに前の環境の職員が行ったときに周りの人に説明をしてくださいとお願いしたことがありまして、その中の隣接する人の2人には話をしたという話を聞きました。

そして他の人にはどうするんですかという市民生活課長の意見には、農業委員会が通ってから説明するというような話だったそうです。

本人としましては、息子が2人おりまして、これからいごやを広げたいということと、他の雇用を増やしたいということで、こういう研究工房を作るんだということでありまして、それにちょっとつつこんで市民生活課長がこういう土地を広げるのもいいんだけど今の工場の汚水処理もちゃんとしてくださいと言ったら、そういうお金はなくてねという返事であったそうです。

そのときに、こういうのを買うお金はあるんですかということだったけど、その処理をするお金はないということで、周りの人に反対意見が出てるといふもの言ったら、それは今後農業委員会が通ってから説明するつもりだということでありました。

この中の事実かどうかを検証したのは以上であります。

7番（沖園委員） 結局、農業委員会ですよ、農業委員会の審査。

その部分も含めて審査するんですか、ということを知っているんです。

その今いきさつを今聞いたけど。

事務局 他のこういう例でも、周りに迷惑をかけないように話をして、承諾を得てくださいと、今まで印鑑までを必要とはしませんでしたけど、周りの人に迷惑をかけないように承諾を得てくださいというような指導をしておりますので、その部分にちょっとひっかかりますので、皆様のご意見を聞かせて欲しいということで、かけたところでもあります。

7番（沖園委員） 今農業委員会の審査、結局今の反対意見所、公害問題ですよ。

住民への嫌がらせとか、ちょっと事実関係がはっきりしないんですけど、そういう感情論的な部分を加味した中での審査になるのかということとは別論だと思うんですよ。

農業委員会の審査というのはあくまでも農地についての審査であるべきで、当然調査員の方は今さっき問題のない申請というようなことだったですよ。

隣接する農用地にも支障はないという報告だったと思うんですけど、そこで例えば議案書を見るかぎり、第2種農地ですよ、その他の農地。

そうすると、その2種農地の場合結局他に当たって無かった場合許可せざるを得ないという部分があるんですけど、それは当たってるの、この申請者は。

そういう研究室を、加工室を作る。

事務局 一応2種農地に該当します。基本的には転用可能な地域です。

一応転用許可にするにあたって代替地というのを検討してくださいというのが条件になってるんですけども、その代替地も山林原野等の候補地は上がってるんですが、工場よりも場所が遠いとか、効率的に合わないとか、面積が足りないとか、そういった条件で断念して、仕方なくこの申請地を転用申請しましたという書類があがってきてるところです。

7番（沖園委員）その第2種農地に対する、事務局と調査員の調査結果としては、第2種農地でやむを得ないというふうに捉えたということですよ。

事務局 農地法の中では支障の無い申請ではないかと思われま。

7番（沖園委員）調査員等が農地法的には支障はないと、そうするとこの我々の農業委員会というのは農地法に関して審査する機関であると、そうすると今の反対運動、行政庁は当然窓口が違いますので、公害問題は枕崎で言えば市民生活課等になるのかなと、それと水産商工課も若干関係するのかなと。

あと建築許可についてはもう建設課と。窓口が違うわけですよ。

そしてあとあと、その窓口において許可が下りない、そういう可能性があるんです。

今この申請地に工場を建てますという申請を行うわけですよ、建築許可の申請とか。

あるいはまた今の既存の工場の公害問題も今言われてるわけですよ。

で今新たに事業計画書、その前に確認しておきますけど、その事業計画書はどんなものがあがってきてるの。ただ作る図面とかそういったものがあがってきてるの。

事務局 今のところ配置図のみです。

その開発室がどういった工程を踏んだ適切なものかっていう詳細まではまだ書類で示されてませんし、転用申請自体にはそこまでの書類を求めるのが無いので、それ自体がどういった事業をするかっていうところまでは把握してないところですよ。

7番（沖園委員）農業委員会の審査の中ではその農用地の転用の確実性というのが重視されると思うんですよ。

将来的にそこに本当に事業計画に基づいた工場を作るのかと、ただ造成のみであればそれは農業委員会としては認めるわけに、許可をするわけにいかないと、直近では、名前を挙げていいのかな、〇〇〇〇のあそこの〇〇〇〇の分があったですよ。

そういった妥当性のある事業計画性があるのかなのかという中立的な部分で審査すべきであると。

そうなった場合に、ある程度のそういう事業計画なるものを農業委員会としては求めていかないといかんだろうと、実際そこにそれを作るのかと、まあ駐車場

はわからないよなほらな。

そういうふうに私は思うんですが、その辺は見解はどういう。

事務局 一応その部分を出てきた計画書が鉛筆で書いたようなただ計画書だったもの  
ですから、ちょっとまだ何を作るというのがはっきりしてないと、ただ、研究工  
場をつくるという返事だもんですから、実際何作って、どういうものができるの  
か、そういうのもちゃんと計画性を正した方がいいんじゃないかと私も思って、  
もう一つ、さっきの説明と若干違うんですけど、その敷地の配置図にトラックを  
2台置くというふうに書かれていたもんですから、最初の説明では従業員の駐車  
場というふうな説明がありましたけど、その図を見たときにトラックを2台とい  
うことは、多分ちょうど鯉節の搬出のところですから、小さな軽トラではないと  
思いましたので、ほんとにその何トトラックを置くのかということも聞いてみた  
いなと思ったところもあります。

7番(沖園委員) この図面を見たかぎり、当然農業委員会としては、南側の農用地の部  
分がただひっかかるだけであって、今の鯉節工場とはもう完全に切り離して考え  
ないといけないという事案かと思うんですよね。

でまあ今具体的なそういう事業計画書なるものが出てきていないのであれば、  
まして今のこういった反対意見書等が事実関係は私なんかは分かりませんよ、ま  
あ聞き取りをして、今したばかりでしょ、また双方意見が違うかもしれんし。

農業委員会のその委員会全体の合議の元に判断するつもりなんですか。

事務局 そうですね、一応農地法としては問題ないということですけど、今まで反対  
意見があったところの論議というのは無かったもんですから、やはりそういうと  
ころは現場を見に行くとかいう手段もあったんですけど、現場に行くとちょっと  
やっぱり争ってるところに行くのはちょっと失礼なんですけど、もう少し計画性  
をちゃんとはっきりさせてからと思っておるところであります。

すぐに情報が全部、資料が揃わないうちに合格とか不合格とか言うのもおかし  
いですので、保留とか、継続審査とか、言い方は違いますがそういう形でもう  
ちょっと資料を集めたほうがいいんじゃないかなと思ってるところです。

12番(瀬戸口委員) まあほとんど7番委員と同じ意見なんですが、私自身としては要  
望と致しまして、いきなりこういう問題が出てますよときて言われるよりも、事  
前にですねあらかじめこういう問題が発生したよという情報ぐらい入れてこの  
農業委員会に臨みたいので、できれば議案配布の段階でそういう情報を入れて欲  
しいと、今後ですね、そういうのが一つです。

それと、今農地法的にはなんら問題が無いということでもありますので、今7  
番委員から言われましたように、我々も農地法的には問題ないけど、簡単に結論  
を出すとなんかこう後ろ髪を引かれて堂々と許可をしたというような感じに受  
け取れませんので、その事業計画書なるものをばもっと詳細なものを出して、こ  
こはこういうものを作るから近隣の人たちにはあまり迷惑をかけない施設です  
よということの説得材料にも必要じゃないかなと思ったりもしますし、それを作

ることには当然被害防除計画というのも出ていると思いますので、その防除計画によれば完全にそういう今までの懸念するような問題は出てこないという中で判断しましたよということが言われますので、その中身の十分な資料なんかを提出してもらった方がいいんじゃないかなと思ったりもします。

それと、説明の中で近隣トラブルが多数出ているということですので、当然そういうトラブルが出れば今度もそういうことをするんじゃないかなというのは付近の人たちの反対材料のひとつだと思いますので、そのトラブルが少しだけ改善する方向でやっぱりこの申請者も努力せんないかんことじゃないかなと私は思います。以上です。

7 番 (沖園委員) その近隣住民とのトラブルというものも今の時点で我々としてはここで審査する必要も無いんですけど、実際あったのかなかったのかですね、行政等にそういった相談が苦情があったのかなかったのかそれも分かりませんよね。

そういったものを判断材料とするんじゃなくて、農業委員会としてあくまでもさっき言った事業計画書などそういったものが出るまで指導的なもので対応したらいいんじゃないですかね。

で、今ここで、本来ならば私これ認定すべき事案かなと思っていますよ。

今の工場とは別のものを作るというわけでしょ。

そして農業委員会の見地から行くとなんら支障はないと、今被害防除計画等もなんら問題ないというような事業申請になってますので、その分はその分で切り離してやはりわれわれ農業委員会は判断すべきだろうというふうに思うんですが、まあ後は他の委員の意見を聞いて下さい。

議長 議長が言うのはおかしいんですけど、不動産屋さんからも私に電話が来ました。

なんで許可せんのかと。あれは当然転用がきくだらうと。

といたら今度は近くの方も知ってる方がいるもんだから私んところにきました。

もういつも問題があって、洗濯物も干せないと、晩にしか干さんというようなことも言われまして、なるほどそういう問題もあるんだなと私も思ってたんですけども、なかなか難しい問題だなと。

農地法ではいいんだけども、なんか他の問題でトラブルがあったら農業委員会が簡単にやったと言われんでもないなと思ったりもしかたでした。

7 番 (沖園委員) 今の会長のご意見と若干ちょっとニュアンスが違うんですけど、例えばよく市街地部分等で農地と離れた部分で公害問題で、工場等があるところに住宅が進出してきたり、またよくあの〇〇町のあの辺は農用地のところにあとから新興住宅地になって、むしろ農業者が追い出されたという部分があるんですよね。

それでここが工場が先だったのか、あそこの新興住宅地みたいのところだと私見受けてるんですけど、あこの住民の方々には先に入ったのか後から入ったのか、今まで認可が下りてきて事業を展開してきたわけですよね。

ですからそういう事業者の産業育成といった部分の芽を摘むようなことがあったらならないと思うんですよ。

ですから、そういう感情的な情実的な部分で判断するんじゃなくて、あくまでも法に基づいた審査を行うべきだろうと。

公害問題については先ほど言ったように行政の窓口が違っていると、農業委員会の問題じゃないと、その辺の認可は例えば建築許可が下りないとかそういった認可がおりるかおりないかというものを見極める必要もありますよね、我々としてはね。

そういう事業計画の確実性があるのかというものを我々は判断せんないかんのかと思って先ほどさせてもらったんですけど、その辺は皆さんのご意見をまとめていただければ。

8 番 (城森委員) 私も同じような意見なんですけど、この議案としては農業委員会としては認定すべきものではないかなと思います。

先ほどからありますように、その事業計画をちゃんとした計画をもう一回出させることにして、継続審査というような形で、議案としてはなんも問題は無いというような認識を受けるんですけどもね。

そのさっきから言われるように既存の工場の問題とは切り離して考えるべきではないですかね、農業委員会としては。以上です。

8 番 (城森委員) この農地が3筆ありますが、ここと話がついてるんですかね、OKをもらってるんですか。

事務局 一応事前に鰹節の施設を建てるということで話をしてるようでございます。

ただどれだけ規模のことまでは説明したかというのは定かではないんですが、建てるということは知ってるということで聞いておりますけど。

8 番 (城森委員) いやそのOKというか農地の方たちには同意を得てるんですか。

事務局 同意の関係ですけど先ほどからありましたように印鑑を貰ってまでの同意は必要ないということなんですけど、家を建てるのかっていう場合でもですね。

ですけども転用で家を建てますのでっていうことで周りには話をしてくださいねというのが今のやり方です。

ここは工場が建つということですので、〇〇さんにも事務局に来ていただきまして、我々としましても工場の内容的な部分と、それから周囲にも承諾をちゃんと得てくださいねということはお話をしております。

で、その後どこまで話が進んだかというのははっきりこの場ではお答えできないんですけども、そのときの話の中では工場の研究室の内容というのは、生魚は切らないというようなことをご本人さんはおっしゃってました。

で、製造工場は別にあるのでそこで血水を流すようなそういう工場にはしないというような話はしたところでございます。

ですから、こちらの指導としましては、周囲の農家の皆さんとか、宅地がありますので十分説明をしてくださいということで依頼をしてるところでございます。

8 番（城森委員）私先月でしたかね、〇〇の電器店ですかね、あそこも同じような感じで話があって、ちょっと取り下げたケースがありましたよね。

ちょっと私は理由はそれは聞いてないんですが、だから最低一応こういう公害問題もあって、農地法の農業委員会の問題もあると、だからある程度農業委員会に関しては完璧に抑えてた方が私はいいいんじゃないかと思うんですよね。

だからそういうのもちゃんと同意を貰ったよと、そういう話じゃなくて、同意を貰ったということとちゃんと確認するということと、そういうことで私も他の点は全然農業委員会的には問題ないわけですから、継続審査なりその事業書の確定というかですね、その辺をするべきかなと思います。

議長 他にございませんか。

意見も出つくした様ですので、質疑・意見を終結してよろしいでしょうか。おはかりいたします。

日程第4号、農地法第5条許可申請の、整理番号4号5号及び7号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

8 番（城森委員）6号はしないんでしょ。

事務局 今は4と5と7です。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

議長 継続審議と、6号については保留でよろしいでしょうか。

7 番（沖園委員）事業計画書なるものはどういった形で用意していくの。

今こういった意見があがってますよね。その農業委員会としての。

事務局 進め方ですよ。

一応周りの農地に対してはこちらの方が聞き取りをして、どうするというのを聞くということと、事業計画としましてはどういうものを作るというののもう少し詳しいのと、それからトラックの大きさとかそういうのも聞くということの事業計画でいいと思うんですけど。

7 番（沖園委員）詳しい図面とかそういうものは引けないですよ。

事務局 さきほどちょっとありましたが、ですね、ですけどこの許可が下りてからみんなにはちゃんと説明するんだということを言われたもんですから、それじゃあ特にもう逆に農業委員会も通ったからせんすまんたち、できるんだという風にやってもらうとこちらとしては困るから、やはりそういうちゃんと同意というか、ある程度皆さんに納得してもらってから農業委員会も通過したいと思っておりますので、一応先ほど言いました資料はそういうその建物に関する資料の計画を出してもらうと。

それとまあ後で同意か説明かをしたのをこっちが確認するということで、それまでは継続審査という形で進めたらどうかと思っております。

議長 日程第4号、農地法第5条許可申請の、整理番号6号については、審議の結果とおり保留することに御異議ありませんか。



(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号整理番号 6 号については、保留することに決定いたしました。

よって、議案第 16 号については、一部保留を残し承認することに決定いたしました。

次に日程第 5 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 5 号議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 17 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 22-1 号から 27 号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 5 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 17 名で設定面積は田が 11 筆で 5,393 m<sup>2</sup>、畑が 12 筆で 14,695 m<sup>2</sup>、樹園地が 2 筆で 3,492 m<sup>2</sup>でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に所有権移転でございます。議案書は 18 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 2 号、譲渡人は鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で 499 m<sup>2</sup>、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

整理番号 3 号、譲渡人は〇〇町にお住いの中原実さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で 577 m<sup>2</sup>、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 22 号の 1 から 27 号まで、及び所有権移転の整理番号 2 号及び 3 号までについては原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 17 号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、4 月 20 日を目途に要請してまいります。

次に日程第 6 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の修正及び設定の必要性についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 6 号議案第 18 号の農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の修正及び設定の必要性についてご説明申し上げます。

これは、農地法 3 条に基づき、許可要件の一つである下限面積を検討するものであります。

提案理由の内容について補足説明いたします。

農地法第 3 条第 2 号第 5 項において、農地の権利を取得する際の下限面積について、北海道では 2 ヘクタール、その他の都府県では 50 アールと定められており、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることとなっています。

また、農業委員会は、毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっています。

まず、はじめに農地法施行規則第 17 条第 2 項第 1 号の適用について説明いたします。

設定する区域は自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。

農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は 10 アール以上であること。

農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内において、設定面積以下の農家戸数が総農家戸数の 100 分の 40 をくだらないように算定されるものであること。

となっています。

本市においては、2005 年農林業センサスの経営面積別農家戸数の結果をもとに、平成 20 年 3 月 1 日に 40 アールから 30 アールへの引き下げを行っております。

参考までに 2005 年農林業センサスの、本市における総農家戸数は 1230 戸、経営面積 30 アール未満の農家戸数は 623 戸で全体の 50.7%でした。

平成 21 年 12 月 15 日の改正農地法施行時においても、農業経営環境について大規模な変化は見られないとし、改正法施行前と同じ 30 アールと設定しました。

今回においては 2015 年に実施された農林業センサスの経営面積別農家戸数を

算出に用いており、それによりますと、本市における総農家戸数は856戸、経営面積30アール未満の農家戸数は433戸で全体の50.6%であり、2010年農業センサス比で2.4%の増ですが、農業経営環境について大規模な変化は見られないとし、現行の30アールについて修正の必要はないものと提案いたします。

経営面積別の内訳については議案書のとおり、20アールから30アールが150戸、10アールから20アールが262戸、10アール未満が0戸、経営耕地なしの農家が21戸となっています。

次に、農地法施行規則第17条第2項第2号の適用について説明いたします。

設定区域内に耕作されていない農地が相当程度存在し、かつ、新規に就農する者が増えることにより当該区域及びその周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼす恐れがない場合において、農地保有の利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積を定めることができる。とあります。

本市における要解消地面積の推移ですが、平成28年度の管内農地面積に占める要解消地(再生可能地)面積は、6.35%であることから、今後大幅に要解消地(再生可能地)が増加すると考えられないことから別段の面積の設定は必要ないものと提案いたします。

以上で説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の修正及び設定の必要性については原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第7号、職員の人事異動についてを、議題といたします。

それでは、議案の内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号、議案第19号、職員の人事異動につきまして説明いたします。

議案は20ページになります。

農業委員会等に関する法律、第20条第3項において、『職員は、農業委員会が任免する』となっております。したがって、農業委員会の決議によって行われることになっております。

これに基づきまして、議案として提案するものであります。

3月23日に人事異動の内示がありました。

主幹兼農地係長の駒水孝広さんが、4月1日付けで市長部局へ出向いたします。

なお、駒水さんにつきましては、出向後は税務課固定資産税係への内示が決まっております。

その後任につきましては、4月1日付けで水産商工課より主幹兼農地係長として、永江靖博さんが参ります。

以上でございます。

議長 おはかりいたします。

日程第7号、職員の人事異動については、説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、説明のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催します。

午後4時00分閉会